

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

第1章（略）

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

（モバイルアクセスサービスの種別）

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

| 種 別 | 内 容 |
|--------|---|
| カテゴリ-X | 株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービスを利用して提供するもの |
| カテゴリ-F | (略) |
| カテゴリ-G | (略) |

第4条～第4条の2（略）

（モバイルアクセスサービスのコース区分等）

[第4条の3](#) モバイルアクセスサービスには、料金表第1表（料金）に規定するプラン区分及びコース区分等の細目（以下「コース区分等」といいます。）があります。

第3章（略）

第4章 契約

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

第1章（略）

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

（モバイルアクセスサービスの種別）

第3条の2 モバイルアクセスサービスには、次の種別があります。

| 種 別 | 内 容 |
|--------|--|
| カテゴリ-X | 株式会社NTTドコモの卸携帯電話サービス契約約款に規定する卸Xiサービス又は卸5Gサービスを利用して提供するもの |
| カテゴリ-F | (略) |
| カテゴリ-G | (略) |

第4条～第4条の2（略）

[（モバイルアクセスサービスのアクセス方式）](#)

[第4条の3 モバイルアクセスサービス（カテゴリ-Xに係るものに限り。）には、次のアクセス方式があります。](#)

| アクセス方式 | 内 容 |
|---|--------------------------------|
| LTE | 卸Xiサービスを利用するもの |
| 5G | 卸5Gサービスを利用するもの |
| 備考 当社は、モバイルアクセスサービス（タイプ1に係るものに限り。）に限り、5Gを提供します。 | |

（モバイルアクセスサービスのコース区分等）

[第4条の4](#) モバイルアクセスサービスには、料金表第1表（料金）に規定するプラン区分及びコース区分等の細目（以下「コース区分等」といいます。）があります。

第3章（略）

第4章 契約

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

第6条～第7条 (略)

(モバイルアクセス契約申込の方法)

第8条 モバイルアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりモバイルアクセス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) (略)
- (2) [移動無線装置の機種](#)
- (3) モバイルアクセスサービスのコース区分等
- (4) [モバイルアクセスサービスの利用目的](#)
- (5)～(6) (略)

第9条～第9条の3 (略)

(モバイルアクセス回線番号)

第10条 モバイルアクセス回線番号は、当社が定めることとします。

2 当社は、次に掲げる場合のほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイルアクセス回線番号を変更することがあります。この場合において、当社は、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

- (1) [第11条\(移動無線装置の機種の変更\)の規定による場合](#)
- (2) (略)

[\(移動無線装置の機種の変更\)](#)

第11条 [モバイルアクセス契約者は、移動無線装置の機種を変更\(第11条の2\(その他の契約内容の変更\)に規定する変更により移動無線装置の機種が変更となる場合を含みます。\)するときは、その内容について契約事務を行うモバイルアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。](#)

[2 前項の届出によりそのモバイルアクセス契約に係るモバイルアクセス回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。](#)

[ただし、第9条\(モバイルアクセス契約申込の承諾\)第2項各号のいずれかに該当するときはその変更を行わないことがあります。](#)

[3 前項ただし書の場合において、モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、そのモバイルアクセス契約者にそのことを通知します。](#)

第11条の2～第14条 (略)

第5章 (略)

第6条～第7条 (略)

(モバイルアクセス契約申込の方法)

第8条 モバイルアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりモバイルアクセス契約の申込みを行っていただきます。

- (1) (略)
- (2) [削除](#)
- (3) モバイルアクセスサービスの[アクセス方式及び](#)コース区分等
- (4) [削除](#)
- (5)～(6) (略)

第9条～第9条の3 (略)

(モバイルアクセス回線番号)

第10条 モバイルアクセス回線番号は、当社が定めることとします。

2 当社は、次に掲げる場合のほか、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、モバイルアクセス回線番号を変更することがあります。この場合において、当社は、あらかじめそのことをモバイルアクセス契約者に通知します。

- (1) [削除](#)
- (2) (略)

第11条 [削除](#)

第11条の2～第14条 (略)

第5章 (略)

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等

第1節 (略)

第2節 契約者カードの貸与等

第16条の2 (略)

(モバイルアクセス回線番号の登録等)

第16条の3 (略)

2 前項の規定によるほか、第10条（モバイルアクセス回線番号）第2項、[第11条（移動無線装置の機種の変更）](#)又は第30条（修理又は復旧の順位）の規定により、モバイルアクセス回線番号を変更する場合の取扱いについては、前項の規定に準ずるものとします。

第16条の4 (略)

第7章 利用中止等

第17条 (略)

(利用停止)

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1) (略)

(2) モバイルアクセスサービスに係る契約の申込みに当たって[当社所定の書面に事実](#)
[に反する記載を行ったことが](#)判明したとき。

(3)～(13) (略)

2～4 (略)

18条の2～19条 (略)

第8章 通信

第6章 モバイルアクセス回線番号の登録等

第1節 (略)

第2節 契約者カードの貸与等

第16条の2 (略)

(モバイルアクセス回線番号の登録等)

第16条の3 (略)

2 前項の規定によるほか、第10条（モバイルアクセス回線番号）第2項又は第30条（修理又は復旧の順位）の規定により、モバイルアクセス回線番号を変更する場合の取扱いについては、前項の規定に準ずるものとします。

第16条の4 (略)

第7章 利用中止等

第17条 (略)

(利用停止)

第18条 当社は、モバイルアクセス契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（モバイルアクセスサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったモバイルアクセスサービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのモバイルアクセスサービスの利用を停止することがあります。

(1) (略)

(2) モバイルアクセスサービスに係る契約の申込みに当たって、[当社に届け出た内容](#)
[について事実と反することが](#)判明したとき。

(3)～(13) (略)

2～4 (略)

18条の2～19条 (略)

第8章 通信

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

(通信利用の制限)

第20条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

(略)

2～9 (略)

第20条の2～第20条の3 (略)

第9章～第13章 (略)

別記

1～10の6 (略)

10の7 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、モバイルアクセスサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア～ウ (略)

エ [契約者回線の終端のある場所](#)

オ そのモバイルアクセスサービスの種別、通信モード、区分又はコース区分等

カ～ケ (略)

(2) (略)

11～12 (略)

料金表

(通信利用の制限)

第20条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（[その契約者回線に係るアクセス方式が5G以外のもの](#)であって、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

(略)

2～9 (略)

第20条の2～第20条の3 (略)

第9章～第13章 (略)

別記

1～10の6 (略)

10の7 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、モバイルアクセスサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア～ウ (略)

エ [削除](#)

オ そのモバイルアクセスサービスの種別、通信モード、区分、[アクセス方式](#)又はコース区分等

カ～ケ (略)

(2) (略)

11～12 (略)

料金表

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | |
|--|---|-------|-----|-----|-----|
| (1) (略) | (略) | | | | |
| (2) モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用 | <p>当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の(ア)から(キ)までのとおり適用します。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 従量コース(ECOプランのもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">コース区分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 2の場合において、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号における全てのモバイルアクセス契約(区分及びコース区分が同一のものに限り、)に係る通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超過部分についてデータ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。</p> | コース区分 | 内 容 | (略) | (略) |
| コース区分 | 内 容 | | | | |
| (略) | (略) | | | | |

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | |
|--|--|-------|-----|-----|-----|
| (1) (略) | (略) | | | | |
| (2) モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用 | <p>当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 当社は、モバイルアクセスサービス(カテゴリーXに係るものに限り、)に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の(ア)から(キ)までのとおり適用します。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 従量コース(ECOプランのもの)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">コース区分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 2の適用にあたり、当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号において、アクセス方式、区分及びコース区分が同一のモバイルアクセス契約ごとに通信量の値及び無料通信量をそれぞれ合計し、その通信量の値の合計が無料通信量の合計を超える場合に限り、その超過部分についてデータ通信利用料を適用します。この場合において、当社は、その料金月において提供を開始したモバイルアクセスサービス又はモバイルアクセス契約の解除があったモバイルアクセスサービスに係る通信量の値及び無料通信量を、それぞれの合計に含めないこととします。</p> | コース区分 | 内 容 | (略) | (略) |
| コース区分 | 内 容 | | | | |
| (略) | (略) | | | | |

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

| | |
|--|--|
| | <p>5-4の規定にかかわらず、当社は、モバイルアクセス契約者がそのモバイルアクセス契約群識別番号においてアクセス方式混在機能を利用しているときは、卸FOMAサービスに係るモバイルアクセス契約ごとに、又は卸Xiサービスに係るモバイルアクセス契約ごとにそれぞれでその通信量の値の合計及び無料通信量の合計を算出することとします。</p> |
| | <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>オ 削除</p> |
| (3)～(5) (略) | (略) |
| (6) モバイルアクセスサービス(カテゴリGに係るものに限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。 | <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 無料通信量は、当社が当社のホームページ (http://www.ntt.com/gm2m/pdf/operator.pdf) にて閲覧に供する国又は地域における利用について適用されるものとします。</p> |
| に限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用 | エ～オ (略) |
| (7)～(26) (略) | (略) |

2 料金額

2-1～2-4 (略)

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリX又はカテゴリFに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

2-5-1-1-1 国際ローミング機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

| | |
|--|---|
| | |
| | <p>(オ)～(キ) (略)</p> <p>オ 削除</p> |
| (3)～(5) (略) | (略) |
| (6) モバイルアクセスサービス(カテゴリGに係るものに限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用について、次のとおり定めます。 | <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 無料通信量は、当社が当社のホームページ (https://www.ntt.com/business/services/network/m2m-remote-access/gm2m.html) にて閲覧に供する国又は地域における利用について適用されるものとします。</p> |
| に限ります。)に係る定額利用料及びデータ通信利用料の適用 | エ～オ (略) |
| (7)～(26) (略) | (略) |

2 料金額

2-1～2-4 (略)

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリX又はカテゴリFに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供するもの

2-5-1-1-1 国際ローミング機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

| | | |
|---|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| 備考 | | |
| 1～11 (略) | | |
| (注) この欄に規定する当社が別に定める国際ローミング事業者、特定事業者及び定額対象事業者は、当社のホームページ (http://www.ntt.com/business/services/network/vpn/vpn/mobile.html) にて閲覧に供します。 | | |

2-5-1-1-2 (略)
2-5-1-1-3 通信制御機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |

| | | |
|---|--|--|
| 備考 | | |
| 1 (略) | | |
| 2 同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能の利用にあたっては、次の例外があります。 | | |
| (1) アクセス方式混在機能を利用する場合、卸FOMAサービスに係る契約者回線と卸Xiサービスに係る契約者回線との間の通信を不可能とすることはできません。 ただし、国際ローミング機能を利用した通信については、卸FOMAサービスに係る契約者回線と卸Xiサービスに係る契約者回線との間の通信を不可能とします。 | | |
| (2) (略) | | |

2-5-1-1-4 アクセス方式混在機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|--|--------------------------|-----|
| 1のモバイルアクセス契約群識別番号において、3GとLTEを混在可能とする機能 | 1のモバイルアクセス契約群識別番号ごとに(月額) | — |

備考 (略)

| | | |
|---|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
| 備考 | | |
| 1～11 (略) | | |
| (注) この欄に規定する当社が別に定める国際ローミング事業者、特定事業者及び定額対象事業者は、当社のホームページ (https://www.ntt.com/business/services/network/m2m-remote-access/vpnmobile.html) にて閲覧に供します。 | | |

2-5-1-1-2 (略)
2-5-1-1-3 通信制御機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |

| | | |
|--|--|--|
| 備考 | | |
| 1 (略) | | |
| 2 同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属する契約者回線相互間の通信を不可能とする機能の利用にあたっては、次の例外があります。 | | |
| (1) アクセス方式混在機能を利用する場合、卸FOMAサービスに係る契約者回線と卸Xiサービス及び卸5Gサービスに係る契約者回線との間の通信を不可能とすることはできません。 ただし、国際ローミング機能を利用した通信については、卸FOMAサービスに係る契約者回線と卸Xiサービスに係る契約者回線との間の通信を不可能とします。 | | |
| (2) (略) | | |

3 当社は、この機能に係る付加機能利用料を日割しません。

2-5-1-1-4 アクセス方式混在機能

| 区 分 | 単 位 | 料金額 |
|--|--------------------------|-----|
| 1のモバイルアクセス契約群識別番号において、3G(卸FOMAサービスを利用するものをいいます。)とLTE及び5Gを混在可能とする機能 | 1のモバイルアクセス契約群識別番号ごとに(月額) | — |

備考 (略)

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

2-5-1-2 (略)
2-5-2~2-5-3 (略)
2-6~2-7 (略)

第2 手続きに関する料金

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----|-----|-------|-----|------------|---|---------|-----|
| (1) 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 機種変更等手数料</td> <td>次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (ア)~(イ) (略) (ウ) データ定額に係る料金の適用に関する変更 (エ)~(オ) (略)</td> </tr> <tr> <td>ウ~オ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 種 別 | 内 容 | ア (略) | (略) | イ 機種変更等手数料 | 次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (ア)~(イ) (略) (ウ) データ定額に係る料金の適用に関する変更 (エ)~(オ) (略) | ウ~オ (略) | (略) |
| | 種 別 | 内 容 | | | | | | | |
| | ア (略) | (略) | | | | | | | |
| イ 機種変更等手数料 | 次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (ア)~(イ) (略) (ウ) データ定額に係る料金の適用に関する変更 (エ)~(オ) (略) | | | | | | | | |
| ウ~オ (略) | (略) | | | | | | | | |
| 備考 削除 | | | | | | | | | |
| (2) 削除 | 削除 | | | | | | | | |

2 料金額

| 料金種別 | 単 位 | 料 金 額 |
|----------|----------------------------------|-------|
| 開通手数料 | (略) | (略) |
| 機種変更等手数料 | 1 (適用) の(1)欄のイの(イ)、(ウ)又は(エ)に係るもの | (略) |

2-5-1-2 (略)
2-5-2~2-5-3 (略)
2-6~2-7 (略)

第2 手続きに関する料金

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|-----|-----|-------|-----|------------|--|---------|-----|
| (1) 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 機種変更等手数料</td> <td>次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (ア)~(イ) (略) (ウ) 削除 (エ)~(オ) (略)</td> </tr> <tr> <td>ウ~オ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 種 別 | 内 容 | ア (略) | (略) | イ 機種変更等手数料 | 次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (ア)~(イ) (略) (ウ) 削除 (エ)~(オ) (略) | ウ~オ (略) | (略) |
| | 種 別 | 内 容 | | | | | | | |
| | ア (略) | (略) | | | | | | | |
| イ 機種変更等手数料 | 次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (ア)~(イ) (略) (ウ) 削除 (エ)~(オ) (略) | | | | | | | | |
| ウ~オ (略) | (略) | | | | | | | | |
| 備考 削除 | | | | | | | | | |
| (2) 手続きに関する料金の減額適用 | 当社は、2 (料金額) の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。 | | | | | | | | |

2 料金額

| 料金種別 | 単 位 | 料 金 額 |
|----------|------------------------------|-------|
| 開通手数料 | (略) | (略) |
| 機種変更等手数料 | 1 (適用) の(1)欄のイの(イ)又は(エ)に係るもの | (略) |

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

| | | | |
|-----------|-----|-----|-----|
| | (略) | (略) | (略) |
| 認証機能変更手数料 | | (略) | (略) |
| 譲渡承認手数料 | | (略) | (略) |

第3 削除
 第2表～第3表 (略)
 別表1～別表4 (略)

| | | | |
|-----------|-----|-----|-----|
| | (略) | (略) | (略) |
| 認証機能変更手数料 | | (略) | (略) |
| 譲渡承認手数料 | | (略) | (略) |

第3 削除
 第2表～第3表 (略)
 別表1～別表4 (略)

附 則 (令和4年10月18日 C N S 1 第00974227号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年10月24日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限ります。）のアクセス方式は、それぞれ次表のとおりとします。

| <u>区分</u> | <u>アクセス方式</u> |
|------------------------------|---------------|
| <u>卸 F O M A サービスを利用するもの</u> | <u>3 G</u> |
| <u>卸 X i サービスを利用するもの</u> | <u>L T E</u> |